

令和8年度
広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る
企画提案公募評価基準

広島県議会事務局総務課

広島県庁舎議事堂食堂事業者の募集に係る企画提案募集審査基準

1 審査

審査は、庁内の関係者で構成する広島県庁舎議事堂食堂事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を別途設置し、当該委員会において行います。

2 審査項目及び配点ウエイト

別紙「審査評価基準チェックシート」のとおりです。

3 審査方法

審査は、次のとおり、書類審査により行います。

(1) 書類審査

- ・ 本企画提案募集に参加する者から提出された提案書に基づき書類審査を実施します。
- ・ 書類審査とあわせて、参加資格の確認を行います。
- ・ 審査は、別紙「審査評価基準チェックシート」により採点するものとします。
- ・ 審査項目は、別紙「審査評価基準チェックシート」の各評価項目について、6段階の評価（0～5点）及び5段階の評価（1～5点）を行います。
[優：5点、良：4点、普通：3点、少し劣る：2点、劣る：1点、問題あり・記載なし：0点]
- ・ 食堂という性質上良質なサービスの提供を重要視することが望ましく、「安定した経営の確保」と「安全で良質なサービスの提供」の比率を1：2（50点：100点の合計150点）とします。
- ・ 審査の結果、最も高い評価値を得た者を事業実施予定者として決定します。
- ・ なお、配点の合計が基準値（90点）以上ない者の提案については選定の対象としない（失格とする）こととします。
- ・ その他、審査項目に重大な欠落がある場合は、失格とします。

(2) 審査対象外

自動販売機の増設は審査の対象としません。